

改正後	改正前
<p>第四章 貸借対照表</p> <p>第二節 基本金</p> <p>(基本金の取崩し)</p> <p>第三十一条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。</p> <p>一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額</p> <p>二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額</p> <p>三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額</p> <p>四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額</p> <p>第三節 貸借対照表の記載方法等</p> <p>(重要な会計方針等の記載方法)</p> <p>第三十四条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要</p>	<p>第四章 貸借対照表</p> <p>第二節 基本金</p> <p>(基本金の取崩し)</p> <p>第三十一条 学校法人は、その諸活動の一部又は全部を廃止した場合には、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。</p> <p>第三節 貸借対照表の記載方法等</p> <p>(減価償却資産等の記載方法)</p> <p>(新設)</p>

な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。

2| 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3| 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4| 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5| 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

(削除)

6| 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

7| 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

(新設)

第三十四条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

2| 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

3| 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

4| 退職給与引当金については、額の算定方法を脚注として記載するものとする。

5| 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

(新設)

第6号様式(第35条関係)

(表略)

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

(削除)

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(注) (略)

第9号様式(第36条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
当期取崩高				
(何)	二	△	二	
計	二	△	二	
当期末残高	二		二	
第3号基本金				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第6号様式(第35条関係)

(表略)

(新設)

(新設)

注記 減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

退職給与引当金の額の算定方法は、次のとおりである。

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

(注) (略)

第9号様式(第36条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
当期末残高				
第3号基本金	二		二	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

当期取崩高				
(何)	二	△	二	
計	二	△	二	
当期末残高	二		二	
第4号基本金				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

備考 (略)

当期末残高	二		二	
第4号基本金				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

備考 (略)